

様式44

令和 4年 9 月 27 日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人住所 三重県伊賀市四十九町
1278-20
医療法人の名称 医療法人 玄有会
理事長代理 中井 さちよ
電話 (0595) 23-1420



決 算 届

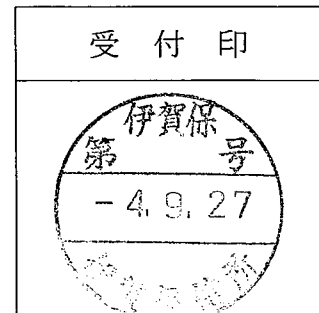
令和3年8月1日から令和4年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 玄有会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県伊賀市四十九町1278-20

(3) 設立認可年月日 平成18年11月13日

(4) 設立登記年月日 平成18年12月1日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	中井耳鼻咽喉科	三重県伊賀市四十九町1278-20	なし

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月22日 令和3年度決算の決定

※次年度予算の決定

記載なし。

(→診療所廃止済み)

様式2

法人名 医療法人 玄有会

※医療法人整理番号

0517

所在地 三重県伊賀市四十九町1278-20

財 産 目 録

(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	1,735 千円
2. 負 債 額	103,544 千円
3. 純 資 産 額	△ 101,809 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	295
B 固 定 資 産	1,440
C 資 産 合 計 (A+B)	1,735
D 負 債 合 計	103,544
E 純 資 産 (C-D)	△ 101,809

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 玄有会

※医療法人整理番号 0517

所在地 三重県伊賀市四十九町1278-20

貸借対照表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	295	I 流動負債	103,544
II 固定資産	1,440	II 固定負債	0
1 有形固定資産	1,309	負債合計	103,544
2 無形固定資産	131	純資産の部	
3 その他の資産	0	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	△ 111,809
		純資産合計	△ 101,809
資産合計	1,735	負債・純資産合計	1,735

様式4-2

法人名 医療法人 玄有会

※医療法人整理番号

0517

所在地 三重県伊賀市四十九町1278-20

損 益 計 算 書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	1,314
本来業務事業損失	△ 1,314
事業損失	△ 1,314
II 事業外収益	
III 事業外費用	
IV 特別利益	
經常損益	△ 1,314
税引前当期純損失	△ 1,314
法人税等	72
当期純損失	△ 1,386

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 玄有会
理事長代理 中井 さちよ 殿

私は、医療法人 玄有会の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月17日

医療法人 玄有会
監事 南 喜延

